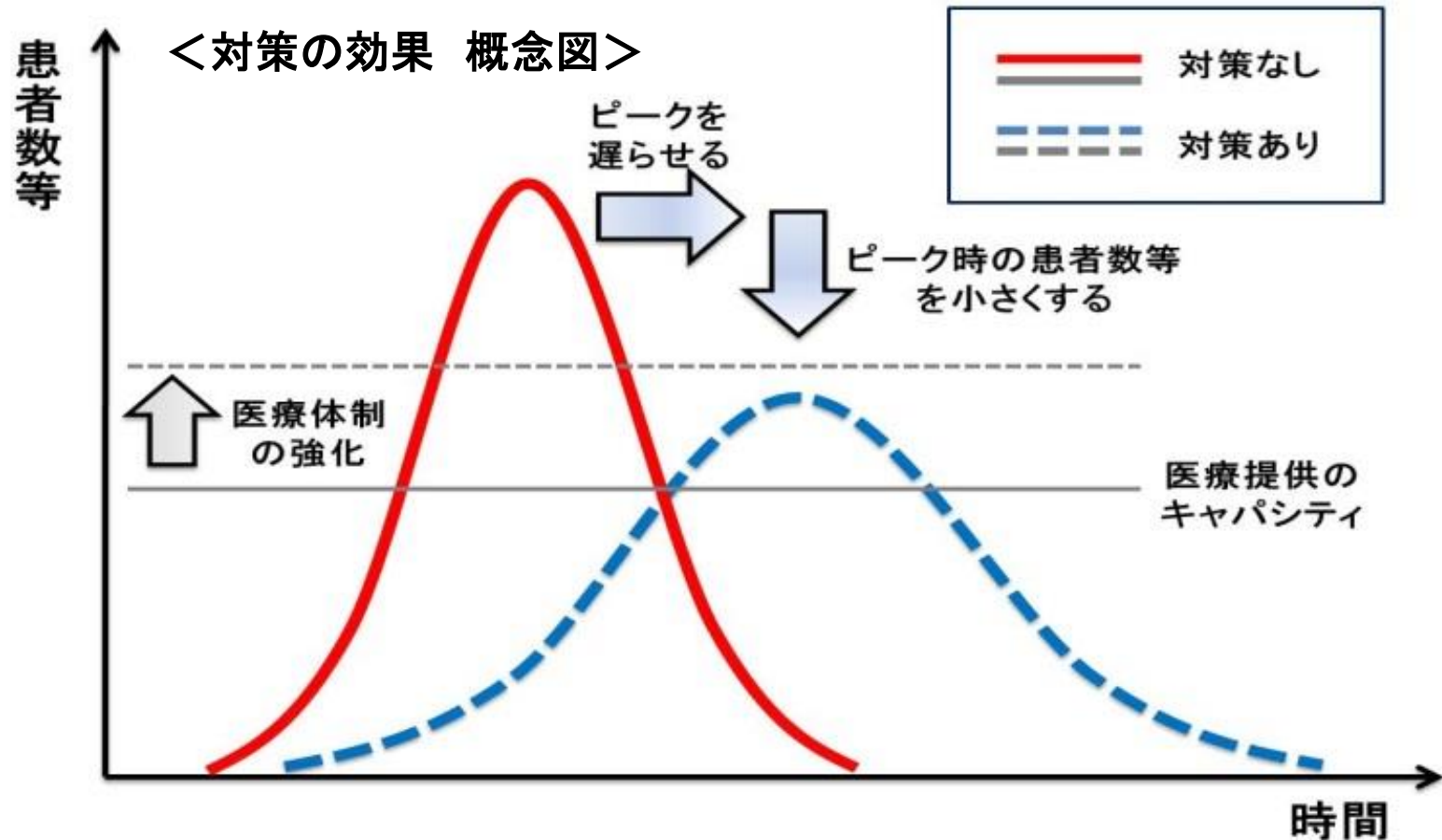


1. 感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめる。
2. 社会・経済を破綻に至らせない。

⇒迅速な対策のための明確な体制を構築する。



新型インフルエンザ等対策特別措置法について

～危機管理としての新型インフルエンザ及び全国かつ急速なまん延のおそれのある新感染症対策のために～

新型インフルエンザ及び全国かつ急速なまん延のおそれのある新感染症に対する対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

1. 体制整備等

(1) 行動計画等の作成

① 国、地方公共団体の**行動計画**の作成、物資・資材の備蓄、訓練、国民への知識の普及

② **指定公共機関**(医療、医薬品・医療機器の製造・販売、電力、ガス、輸送等を営む法人)の指定・業務計画の作成

(2) 権利に制限が加えられるときであっても、当該制限は必要最小限のものとする

(3) 発生時に国、都道府県の**対策本部**を設置、新型インフルエンザ等緊急事態に市町村の対策本部を設置

(4) 発生時における**特定接種(登録事業者**(※)の従業員等に対する先行的予防接種)の実施

※医療提供業務又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって、厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの

(5) **海外発生時の水際対策**の的確な実施

「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」

新型インフルエンザ等(国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものに限る)が国内で発生し、全国かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるとき

2. 「新型インフルエンザ等緊急事態」発生の際の措置

① **外出自粛要請、興行場、催物等の制限**等の要請・指示(潜伏期間、治癒するまでの期間等を考慮)

② **住民に対する予防接種**の実施(国による必要な財政負担)

③ **医療提供体制の確保(臨時の医療施設等)**

④ **緊急物資の運送**の要請・指示

⑤ 政令で定める**特定物資の売渡し**の要請・収用

⑥ **埋葬・火葬**の特例

⑦ **生活関連物資等の価格**の安定(国民生活安定緊急措置法等の的確な運用)

⑧ **行政上の申請期限**の延長等

⑨ **政府関係金融機関等による融資** 等



新型インフルエンザ等対策特別措置法が想定している一般的経過例

新型インフルエンザ発生

第一段階 海外で発生(病原性が不明な段階)

政府対策本部立ち上げ

行動計画に基づき、基本的対処方針策定
検疫の実施、特定接種の実施等

第二段階 病原性も明らかになってくる。国内に侵入

病原性等が強いおそれがある場合

緊急事態宣言

外出自粛、催物の開催の制限の要請等
住民への予防接種
臨時の医療施設における医療提供 等

緊急事態宣言終了

左記以外

本部のみ継続

本部の廃止

新型インフルエンザ等発生時の流れと主な措置について

タイムライン

厚生労働大臣の新型インフルエンザ等の発生の公表

政府対策本部の設置

- 基本的対処方針の作成
- 特定接種(登録事業者(医療関係者、社会機能維持事業者)の従業員等に対する先行的予防接種)の実施
- 海外発生時の水際対策の的確な実施
- 現地対策本部の設置(必要に応じて)

都道府県対策本部の設置

- 特定接種の実施への協力
- 医師等への医療従事者の要請・指示等

<市町村>

【任意に対策本部設置可】

- ※法律に基づく対策本部ではない
- 特定接種の実施への協力

新型インフルエンザ等緊急事態宣言(国)

<国>

- まん延の防止に関する措置
 - ・住民に対する予防接種の実施指示
- 国民生活及び国民経済の安定に関する措置
 - ・ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等の緊急物資の運送要請・指示
 - ・特定物資の売渡しの要請・収用

<都道府県>

- まん延の防止に関する措置
 - ・学校等の施設や興行場、催物の制限等の要請・指示
- 予防接種の実施への協力
- 医療等の提供体制の確保に関する措置
 - ・病院や、医薬品販売業者等である指定(地方)公共機関における診療、薬品等の販売
 - ・臨時の医療施設の開設、土地等の使用
- 国民生活及び国民経済の安定に関する措置
 - ・ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等の緊急物資の運送要請・指示
 - ・特定物資の売渡しの要請・収用
- 緊急時の埋葬・火葬

市町村対策本部の設置

- 予防接種の実施
 - ・住民に対する予防接種

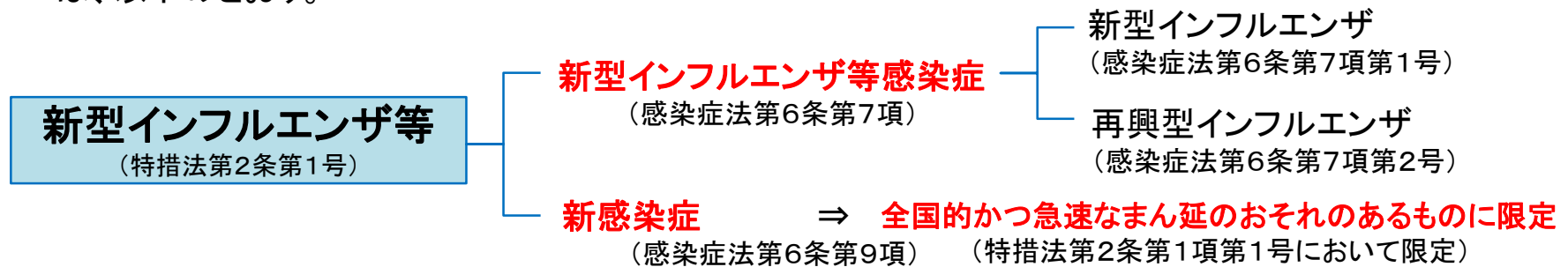
国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得したこと等により当該疾病が新型インフルエンザ等感染症と認められなくなった旨が公表された場合、本部廃止

緊急事態宣言が解除された場合、本部廃止

新型インフルエンザ等対策特別措置法の対象疾病について

- 新型インフルエンザは、他の感染症と異なり、国民の大部分が免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、かつ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済の安定を著しく阻害する可能性が高いことから、このような事態に備えて、今般新たな法律を設けたところ。
- 未知の感染症である新感染症の中で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に、社会的影響が大きなものが発生した場合は、新型インフルエンザと同様、国家の危機管理として対応する必要があることから特措法の対象としたところ。

※ 特措法上の「新型インフルエンザ等」と感染症法上の「新型インフルエンザ等感染症」「新感染症」との関係は、以下のとおり。



<対策実施上の留意事項>

- 特措法の対象となる新型インフルエンザ等は、発生するまで具体的な特徴等が分からず、その正確な知見を得るまでには相応の時間が必要である。
そのため、実際の対策は、発生当初の病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、これらが高い場合を想定した強力な対策を実施し、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、情報が得られ次第、適切な対策へと切り替える。
- 行動計画は、新型インフルエンザ等は未知の感染症であるが、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染を念頭にしつつ、さまざまな状況に対応できる対策の選択肢を示すものとする。
- SARSのような新感染症が発生した場合、治療薬やワクチンも無い可能性が高いため、公衆衛生対策がより重要となる。

責務等について

国の責務

- 新型インフルエンザ等(新型インフルエンザ及び新感染症。以下同じ)が発生したときは、自ら対策を的確かつ迅速に実施し、並びに地方公共団体及び指定公共機関が実施する対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備すること。
- 新型インフルエンザ等及びワクチンその他の医薬品の調査及び研究を推進するよう努めること。
- 世界保健機関その他の国際機関及びアジア諸国等との国際的な連携を確保するとともに、調査及び研究に係る国際協力を推進するよう努めること。

地方公共団体の責務

- 地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生したときは、基本的対処方針に基づき、自らその区域に係る対策を的確かつ迅速に実施し、及び当該地方公共団体の区域において関係機関が実施する対策を総合的に推進すること。

指定(地方)公共機関の責務

- 指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、その業務について、対策を実施すること。

事業者及び国民の責務

- 事業者及び国民は、新型インフルエンザ等の予防に努めるとともに、対策に協力するよう努めなければならないこと。
- 事業者は、新型インフルエンザ等のまん延により生ずる影響を考慮し、その事業の実施に関し、適切な措置を講ずるよう努めなければならないこと。
- 特定接種の対象となる登録事業者は、新型インフルエンザ等が発生したときにおいても、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を継続的に実施するよう努めなければならないこと。

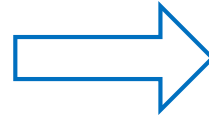
基本的人権の尊重

- 国民の自由と権利が尊重されるべきことに鑑み、対策を実施する場合において、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は当該対策を実施するため必要最小限のものでなければならない。

国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、対策を実施するに当たっては、相互に連携協力し、その的確かつ迅速な実施に万全を期さなければならない。

指定(地方)公共機関について

行政機関だけでは新型インフルエンザ等対策の
的確な実施は困難



指定(地方)公共機関
による協力が必要

指定公共機関・指定地方公共機関とは

○ 指定公共機関(第2条第6号)

独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるものをいう。

○ 指定地方公共機関(第2条第7号)

都道府県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気等の供給、輸送その他の公益的事業を営む法人、地方道路会社等の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち、指定公共機関以外のもので、あらかじめ当該法人の意見を聴いて都道府県知事が指定するもの

○ 義務等

① 責務(第3条第5項、6項)

- ・ 新型インフルエンザ等が発生したときは、その業務について対策を実施する責務を有する。
- ・ 国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等対策を実施するに当たり、相互に連携協力し、その的確かつ迅速な実施に万全を期さなければならない。

② 業務計画の作成及び国(都道府県)への報告、関係地方公共団体への通知、要旨の公表(第9条)

③ 業務に係る対策の実施に必要な物資・資材の備蓄・整備・点検、施設・設備の整備・点検 (第10条)

④ 政府対策本部長による総合調整、指示(指定公共機関のみ)(第20条第1項、第33条第1項) 都道府県対策本部長による総合調整、指示(第24条第1項、第33条第2項)

⑤ 国(都道府県)に対し、労務、施設、設備、物資の確保について応援を求めることができる (第27条)

総合調整、指示(第20条、第33条)

「総合調整」とは、指定(地方)公共機関の新型インフルエンザ等対策に関する業務が、その目的、手段、手続等の見地から相互に調和して行われるように、助言、要請、勧告等により調整を行うもの。「指示」とは、方針、基準、手続等を示して一定の行為を実施させるものであり、「総合調整」に基づく所要の措置が実施されない場合で特に必要があるときに行う。

新型インフルエンザ等対策の実施に係る体制について

- 国として整合性ある対策を効果的に実施するため、国及び地方公共団体に対策本部を設置
- 国及び都道府県は新型インフルエンザ等の発生時に設置【都道府県は、政府対策本部設置以前の任意設置可（法律に基づく対策本部ではない）。政府対策本部設置後は、海外発生期（国内未発生）でも47都道府県で設置】
- 市町村は緊急事態宣言以降に設置【それ以前の時点での任意設置可（法律に基づく対策本部ではない）。宣言以降は、緊急事態措置を実施すべき区域に入っていない市町村も、事前準備・対策推進のために設置】

政府対策本部（閣議決定）

指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関が、基本的対処方針に基づき実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進

- 基本的対処方針の策定、公表
- 新型インフルエンザ等対策に関する総合調整等

政府対策本部長
(内閣総理大臣)

政府対策副本部長
(国務大臣)

政府対策本部員
(本部長・副本部長以外の全国務大臣)

青森県新型インフルエンザ等対策本部（平成25年青森県条例第11号）

→政府対策本部と同時に設置

県、市町村、指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進

- 県内の新型インフルエンザ等対策に関する総合調整等
- 国又は指定（地方）公共機関に対する職員派遣要請

本部長
(知事)

副本部長
(本部員から知事が指名)

本部員
(副知事、教育長、警察本部長、知事に任命された職員)

市町村対策本部

市町村が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進

- 市町村内の新型インフルエンザ等対策に関する総合調整等

市町村対策本部長
(市町村長)

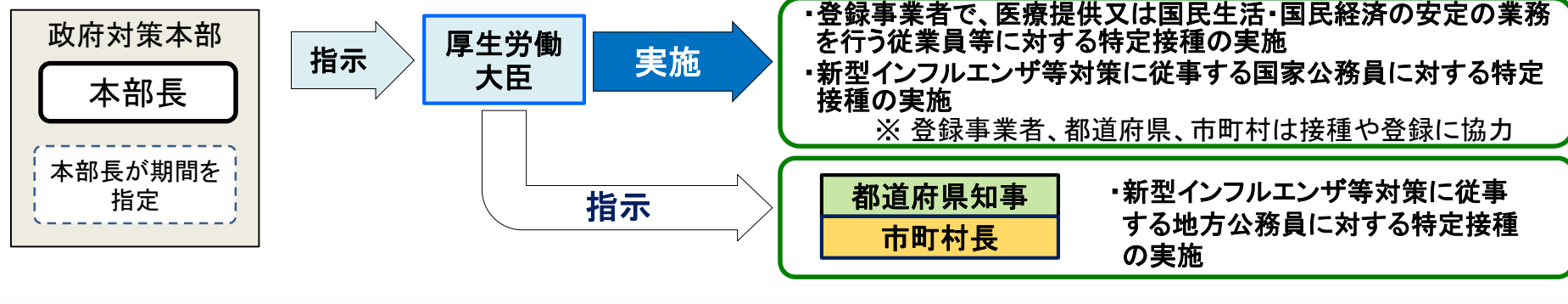
市町村対策副本部長
(本部員から市町村長が指名)

市町村対策本部員
(副市町村長、教育長、消防長又は消防吏員、市町村長に任命された市町村職員)

特定接種について

接種の流れ

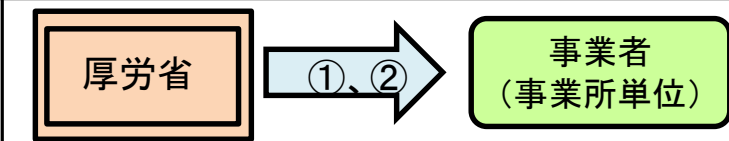
特定接種(対象...登録事業者の従業員等) 登録事業者の登録基準は政府行動計画において明示
※プレパンデミックワクチン又はパンデミックワクチン(プレパンデミックワクチンが有効でない場合)の接種



登録事業者に対する特定接種のイメージ

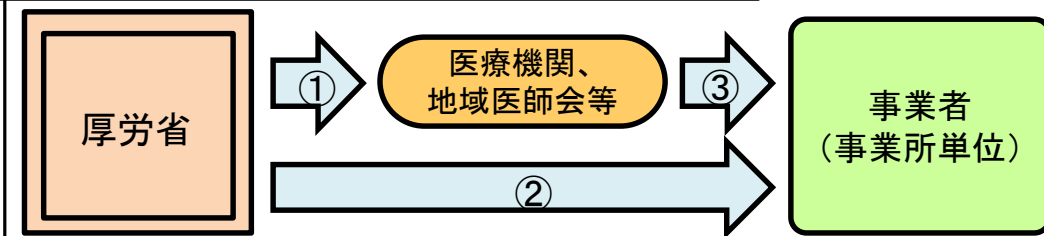
※原則として集団的接種を実施。

(1) 事業者において接種体制を確保することが可能な場合



- ① 協力依頼、委託等
 - ② 接種の実施
- ※事業者は、企業内診療所を活用し接種。

(2) 事業者において接種体制を確保することが困難な場合



- ① 医療機関、地域医師会等への委託
集団接種会場の確保等に係る協力依頼等
- ② 接種日、接種場所の連絡
- ③ 接種の実施

検疫のための停留施設の使用、航空機等の運航の制限の要請

新型インフルエンザ等発生当初の水際対策について、以下の措置を講じることができるようにする。

※ 水際対策については、ウイルスの侵入を完全に防ぐためのものではないとの前提に立った上で、ウイルスの病原性や感染力、海外の状況等を勘案して合理的な範囲で実施(合理性が認められなくなった場合には措置を縮小)。健康監視の対象者についても、発生時の状況に応じて判断。

1 停留施設の使用等

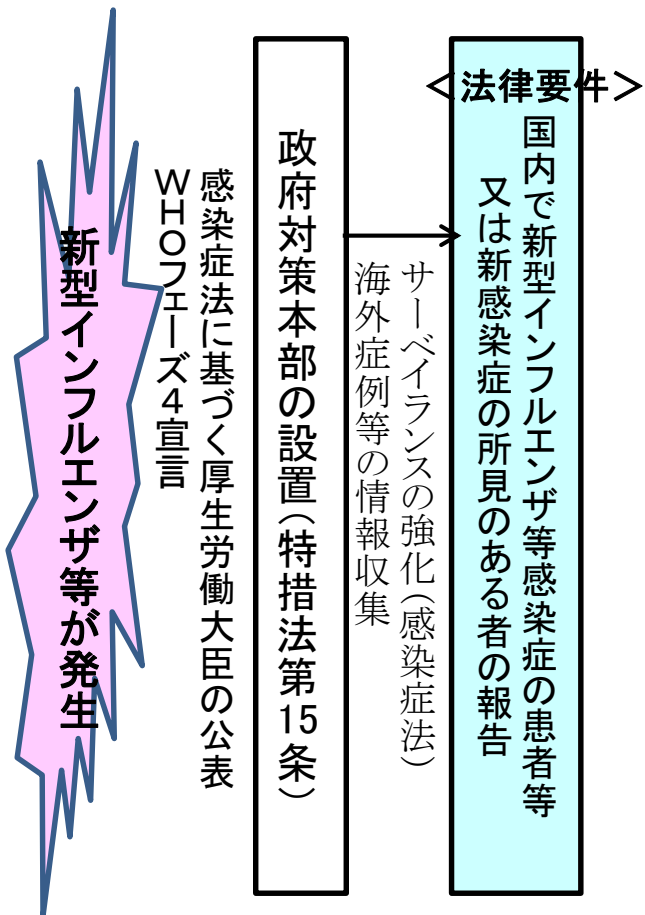
- 厚生労働大臣は、外国で新型インフルエンザ等が発生した場合に、検疫を適切に行うため必要があるときは、検疫実施のための海空港を集約することができる(検疫を行う港及び飛行場(特定検疫港等)を定めることができる)。
- 検疫所長は、検疫をされるべき者が増加し、停留を行うための施設の不足により停留を行うことが困難であると認められる場合において、検疫を適切に行うため必要があり、特定検疫港等周辺の施設の管理者が正当な理由がないのに同意等をしない、又は管理者の所在が不明であるため同意等を求めることができないときは、同意等を得ないで、当該施設を使用することができる。

2 航空機等の運航の制限の要請

- 政府対策本部長は、厚生労働大臣から、上記1の措置を講じても停留を行うことが著しく困難で、新型インフルエンザ等の病原体が国内に侵入することを防止できないおそれがあるとの報告があり、緊急の必要があると認めるときは、国際的な連携を確保しつつ、内部に発生国内の地点から乗り込んだ者がいる航空機等の運航を行う事業者に対し、来航を制限するよう要請することができる。

新型インフルエンザ等緊急事態宣言について

※政府対策本部が、期間(2年以内、1年延長可)及び区域を定めて公示



国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で定める要件

(政令要件 I)

重症症例(肺炎、多臓器不全、脳症など)が通常のインフルエンザにかかった場合に比して、相当程度高いと認められる場合

海外及び国内の臨床例を集積し、それらに基づき、基本的対処方針等諮問委員会で判断
※感染症法に基づき厚生労働大臣が公表する段階では、ある程度の臨床例が蓄積されていると考えられる。

全国性的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件

(政令要件 II)

①疫学調査の結果、報告された患者等に感染させた原因が特定できない場合

or

②上記①の場合のほか、患者等が不特定の者に対して感染させる行動をとっていた場合その他の感染が拡大していると疑うに足りる正当な理由のある場合

患者等に関する積極的疫学調査を行い、その結果に基づき、基本的対処方針等諮問委員会で判断

②のケースであっても、早期の行政的な介入が必要

感染を防止するための協力要請等について

新型インフルエンザ等緊急事態において、感染拡大をできるだけ抑制し、社会混乱を回避するため、以下のような措置を講じる。

1 不要不急の外出の自粛等の要請

○ 都道府県知事は、緊急事態において、住民に対し、期間と区域を定めて(※)、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことを含め、感染防止に必要な協力を要請することができる。

(※)潜伏期間、治癒までの期間及び発生状況を考慮して定めることとなるが、具体的な運用については、政府対策本部の基本的対処方針で統一的な方針を示す予定。期間については、発生初期などに1～2週間程度を目安に実施することを想定。区域については、患者の発生状況や地域の社会経済的なつながり等を勘案して都道府県知事が判断(都道府県内のブロック単位等)。

2 学校、興行場等の使用等制限等の要請等

○ 都道府県知事は、緊急事態において、期間を定めて、学校、社会福祉施設、興行場等多数の者が利用する施設(注1)の管理者又はそれらの施設を使用して催物を開催する者に対し、施設の使用の制限等の措置(注2)を講ずるよう要請することができる。

(※)具体的な運用については、政府対策本部の基本的対処方針で統一的な方針を示す予定。

注1 「施設」の具体的内容は、政令で規定。人の接触状況(利用人数、施設の大きさ)等を考慮。

注2 「措置」の具体的内容は、政令で規定。施設の使用制限・停止のみならず、マスク着用、咳エチケット等の基本的な感染予防策の実施の協力を含む。

○ 上記の場合において、正当な理由がないのに要請に応じないときは、要請を行った都道府県知事は、新型インフルエンザ等のまん延防止等のために特に必要があると認める場合に限り、施設の使用の制限等を指示することができる。(罰則なし)

12 ○ 要請・指示を行ったときは、その旨を公表する。

感染を防止するための施設使用制限等について

新型インフルエンザ等の感染リスク、社会生活の維持の観点から、施設の区分ごとに、適切な対応を行う。

※特措法第45条の措置は、指示まで至る措置。また個別施設名が公表される。

特措法第24条第9項の措置は、指示まで至らない措置。また公表もされない。

(区分1施設)

これまでの研究により感染リスクが高い施設等
→使用制限も含め最優先で対応が必要

学校・保育所等

要請・公表
(第45条)

指示・公表(第45条)

(区分2施設)

社会生活を維持する上で必要な施設
→使用制限以外の措置。

病院
食料品店
銀行、工場
事務所等

要請
(第24条第9項)

(区分3施設)

運用上柔軟に対応すべき施設
→できる限り使用制限以外の措置
必要な場合には要請等を公表

大学等、劇場
運動・遊戯施設
集会・展示施設
百貨店
(食品売場等を除く)
娯楽施設等

①
要請
(第24条第9項)

②要請・公表(第45条)
1000㎡

指示・公表(第45条)
1000㎡

③特に必要がでた場合において定める施設

施設の使用制限以外の措置

- ・ 入場制限など施設利用者が互いに接触・接近しないようにするために必要な措置の実施
- ・ 発熱などの症状がある人の入場禁止
- ・ 消毒液や手洗いの場所の設置による手指消毒の徹底
- ・ 咳エチケットの徹底
- ・ 施設等利用者が発熱などの感染が疑われる症状を示した場合、消毒・清掃等の必要な感染予防策を講じることができる体制構築
- ・ その他必要な措置として告示に定めるもの

住民に対する予防接種について

予防接種(対象...住民)

※ パンデミックワクチンの接種

政府対策本部

対象者・期間について、基本的対処方針に規定

厚生労働大臣

指示

都道府県知事

市町村長

・住民に対する予防接種の実施
※ 国・都道府県は接種に協力

- ※ 特定接種及び住民に対する予防接種については、行政による勧奨及び被接種者による努力義務を規定
- ※ 健康被害救済(予防接種法の一類相当の補償)については、予防接種を行った主体が実施。

〔住民に対する予防接種〕

政府対策本部長による緊急事態宣言

- 政府対策本部が、基本的対処方針を変更し、住民に対する予防接種の対象者及び期間を決定
- 都道府県知事が、市町村長に実施の指示

緊急事態宣言が行われている場合



新型インフルエンザ等対策特別措置法第46条に基づく接種

緊急事態宣言が行われていない場合



予防接種法第6条第3項に基づく接種(新臨時接種)

・原則として、集団接種
・地域の実情に応じ、人口1万人に1カ所程度の会場

医療関係者への要請・指示、補償について

医療の要請、指示について

- 都道府県知事は、医師、看護師等の医療関係者に対し、場所、期間その他の必要な事項を示して、新型インフルエンザ等の患者(疑い患者を含む)に対する医療や特定接種・予防接種を行うよう要請することができる。(第31条第1項、第2項、第46条第6項)
- 正当な理由がないのに要請に応じないときは、特に必要があると認めるときに限り、医療関係者に対し、医療又は予防接種を行うべきことを指示することができる。(法第31条第3項)
- 要請に応じ、又は指示に従って、患者に対する医療の提供を行う医療関係者が、そのため死亡したり、疾病にかかったりしたときは、都道府県知事は、その損害を補償しなければならない。(予防接種の実施の要請・指示を受けた医療関係者は補償の対象外)(第63条)
- ※1 医療や特定接種・予防接種を行うよう要請する対象は、医療機関に対してではなく、医師等の個々の医療従事者の要請するもの。
- ※2 この要請・指示の対象となる医療関係者の範囲、損害補償の内容・水準等は、政令等によって定められる

医療等の実施の要請の対象となる医療関係者等の範囲

医師	助産師	臨床検査技師
歯科医師	看護師	臨床工学技士
薬剤師	准看護師	救急救命士
保健師	診療放射線技師	歯科衛生士

医療の実施の要請等と損失補償、損害賠償について

	第31条(医療等の実施の要請等)			
	第31条第2項	第31条第2項 (第46条第6項での準用を含む。)	第31条第3項	
	● 新型インフルエンザ等の患者等に対する医療	● 予防接種 ・特定接種(第28条) ・住民に対する予防接種(第46条)	● 新型インフルエンザ等の患者等に対する医療	● 予防接種 ・特定接種(第28条) ・住民に対する予防接種(第46条)
	要請*	要請*	指示**	
第62条第2項 (損失補償等)	○	○	○	
第63条 (損害賠償)	○	×	○	×

*「要請」とは、一定の行為について相手方に好意的な処理を期待することであり、当該要請に応じて医療の提供等を行う医療関係者は、自らの自発的意志によって行うことになる。

**「指示」とは、一定の行為について方針、基準、手続等を示してそれを実施させることをいい、指示を受けた医療関係者は、法的に当該指示に従う義務が生じる。ただし、本法においては、当該指示に従わなかった場合であっても、罰則規定は置いていない。

緊急物資の運送、特定物資の売渡し要請等について

1 緊急物資の運送等

緊急物資の対象は、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資及び資材、医薬品又は医療機器

- 国の(地方)機関の長又は都道府県知事は、運送事業者である指定(地方)公共機関に対し、緊急物資の運送を要請することができる。【※場所・期日を併せて指定】
- 国の(地方)機関の長又は都道府県知事は、医薬品の販売業者等である指定(地方)公共機関に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請することができる。【※場所・期日を併せて指定】
- 正当な理由がないのに要請に応じないときは、要請を行った都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため特に必要があると認める場合に限り、輸送又は配送を指示することができる。

2 特定物資の売渡しの要請等

特定物資は以下のとおりとする。

- ① 医薬品(抗インフルエンザ薬については、厚生労働大臣が措置を行う場合に限る。)
- ② 食品
- ③ 医療機器その他衛生用品
- ④ 燃料
- ⑤ その他内閣総理大臣が定めるもの(発生時において想定外の物資が必要となった場合の対応を可能とするもの)

- 都道府県知事は、医薬品や食品等について、所有者に対し、売渡しを要請できる。
- 上記の場合において、正当な理由がないのに要請に応じないときは、要請を行った都道府県知事は、特に必要があると認める場合に限り、収用することができる。
- 緊急措置を実施するに当たり、医薬品や食品等を確保するため緊急の必要があるときは、事業者には保管を命ずることができる。

埋葬及び火葬の特例等について

1 埋葬及び火葬の手続の特例

- 厚生労働大臣は、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難な場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、墓地、埋葬等に関する法律の手続の特例を定めることができる。

【想定している特例】

- ①死亡届出受理市町村以外の市町村でも、死亡診断書等により埋葬・火葬の許可を可能とする。
- ②市町村による埋葬・火葬の許可がない場合でも、墓地・火葬場の管理者による一定の手続(死亡診断書等の確認が必要)のもと、埋葬・火葬の実施を可能とする。

2 緊急時の埋葬又は火葬の実施

- 一時期に集中して死亡者が発生する等により、火葬能力の限界を超える事態に備え、都道府県知事は、埋葬又は火葬を行おうとする者が埋葬又は火葬を行うことが困難な場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、埋葬又は火葬を行わなければならない。

申請期限等の延長等、物資の価格安定及び政策金融について

1 行政・民事上の申請期限・履行期限の延長等

- 行政上の権利利益に係る満了日の延長、期限内に履行されなかった義務に係る免責、金銭債務の支払猶予等の措置を創設。
 - ※ 国民保護法においても同様の規定があり、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」を適用し、例えば運転免許証の満了日の延長など行政上の権利利益に係る延長等を規定。

2 生活関連物資等の価格の安定

- 指定（地方）行政機関又は地方公共団体の長は、価格の高騰・買占め・売惜しみによる供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、政府行動計画（都道府県行動計画、市町村行動計画）で定めるところにより、「生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律」や「国民生活安定緊急措置法」等に基づく適切な措置を講じなければならない。
 - ※ 災害対策基本法や国民保護法においても同様の規定あり。

3 政策金融の実施等

- 政府関係金融機関等は、償還期限・据置期間の延長や利率の低減等の適切な措置を講ずるよう努める。
- 日本銀行は、通貨・金融の調節、金融機関間の資金決済の円滑の確保を通じ、信用秩序の維持に資するため必要な措置を講じなければならない。
 - ※ 災害対策基本法や国民保護法においても同様の規定あり。